

尚幸議ニ参加セサリレ職... 尾善太郎外九名ハ初メヨリ
工場主ノ申出ヲ諒トシ減額員銀ニ依リ作業ヲ續ケムトシ
タルニ組合加盟者側ヨリ年議不参加ノ理由ニ依リ迫害ノ
ルヲ慮リ目下休業中ニアリ関係各所轄署ニ於テハ其ノ
動靜厳重視察ヲ行ハ中ニ有之

右及申(通)報候也

覺書

- 別記
- 一 材料ノ不足限リ仕事ヲ延滞スルコト
 - 一 材料ノ不足限リ休業セヌコト
 - 一 他ハ十一月六日決定通
- 一、解雇者ヲ出サセムコト
 一、特閉鎖ノ止ムナキニ至レルトキハ再同ノ場合ハ現業員ニ優待
 扱フ事ヘルコト
- 以上



30

勞務第二八二六號

昭和四年十一月二十一日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長官 吉田 茂 殿

各廳府縣 (北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知 静岡 福岡) 長官 殿

浜屋コルツ製作所勞働争議經過ニ関スル件 (第二報)

要旨 (一) 工場主ハ財政窮乏ノ結果債権者ニ工場ヲ讓渡セルモノ、如ク蒙ヒ工場ヲ閉鎖シ工場
主ノ貸付金不新之助カ一切ノ交際ニ應對シ居リ結局事業縮小ノ上之レヲ継續スルモノ
ノ如シ

(二) 工場主側ノ使用人カ職工ニ暴行ヲ働キタルヲ以テ所轄署ニ於テ之レヲ檢挙取調